



いのちとくらしをまもる  
防災減災

令和5年6月1日  
仙台管区気象台

### 宮城県の洪水警報・注意報の暫定基準の運用見直しについて

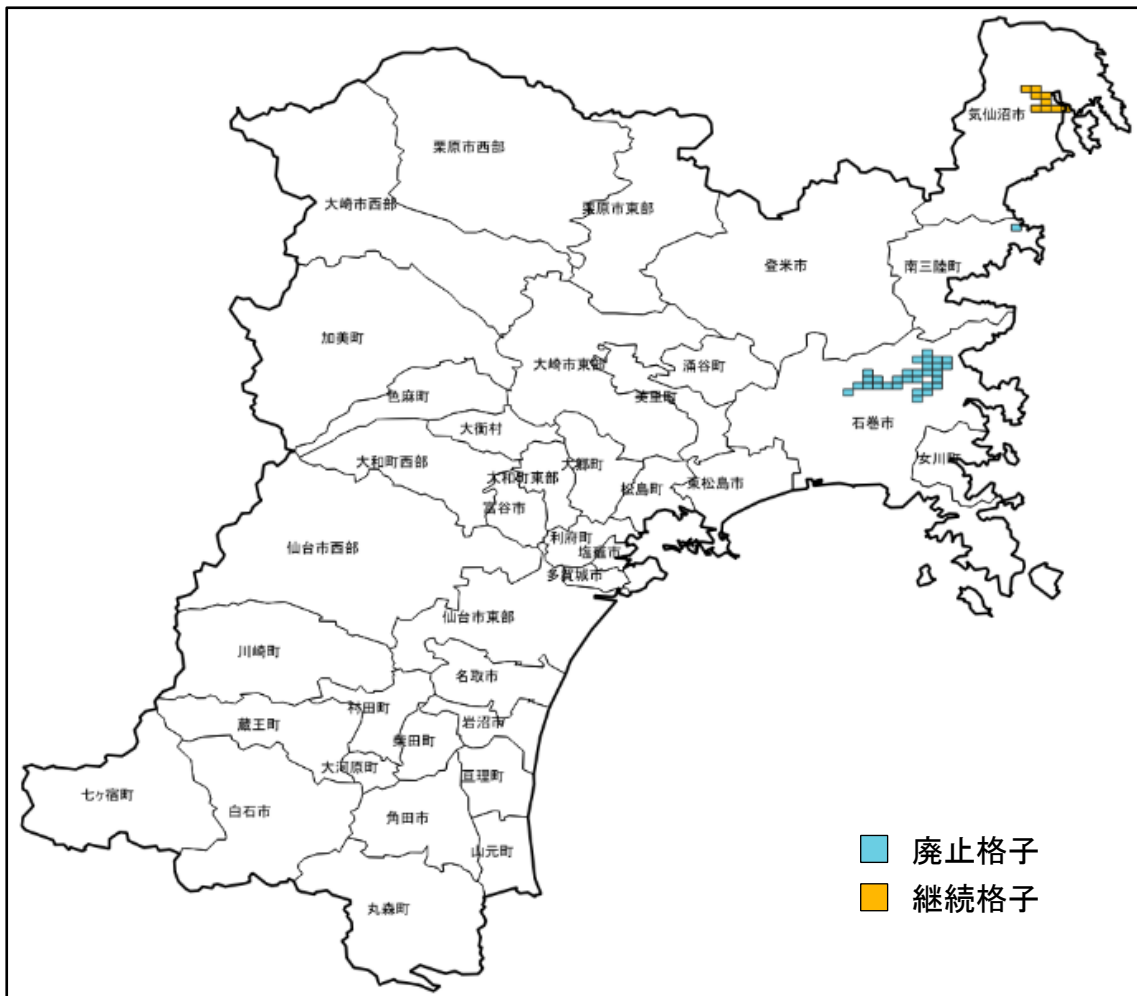
宮城県の洪水警報・注意報(流域雨量指数)の暫定基準について、令和5年6月8日(木)に石巻市と南三陸町の暫定基準を廃止します。

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」とそれに伴う津波による堤防や排水施設等の被害により、水害に対して脆弱性が残る市町の一部領域について、洪水警報・注意報(流域雨量指数)は発表基準を暫定的に引き下げて運用しています。

今般、堤防や排水施設等の復旧工事が完了し脆弱性が解消された石巻市と南三陸町の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしました(別紙参照)。

- 1 暫定基準を廃止する市町  
石巻市、南三陸町
- 2 暫定基準の適用を継続する市  
気仙沼市
- 3 暫定基準の変更日時  
令和5年6月8日(木)13時

問い合わせ先: 仙台管区気象台気象防災部予報課 防災気象官 紺野  
電話 022-297-8134



洪水警報・注意報(流域雨量指数)の暫定基準を廃止する格子及び継続する格子